

## こども家庭センター設置に係る他自治体への視察等について

## 1. 視察等を行った経緯

本市におけるこども家庭センター設置のポイントや検討経過等については別紙のとおりであるが、検討した体制案のメリットやデメリット整理及び、デメリットへの対応方法とその効果を把握するため、以下3つの児童相談所設置特別区に対してこども家庭センター機能に関する視察、聞き取り等を実施した。

## 2. 視察先等

自治体名	こども家庭センター設置体制(本市検討案による分類)	把握方法
(1)葛飾区	別施設設置(こども家庭センター機能が別施設)	視察
(2)江戸川区	機能連携(母子保健部門、その他の相談体制が別施設)	聞き取り
(3)港区	機能連携(母子保健部門が別施設。その他の相談体制は同一施設)	視察

## 3. 視察等で把握した内容

## (1)葛飾区

【児童相談所とこども家庭センターの設置状況】	
機関	設置場所
児童相談所	児童相談所
子ども家庭総合支援拠点	健康プラザかつしか
子育て世代包括支援センター	健康プラザかつしか 保健センター、子ども未来プラザ
【こども家庭センター設置の考え方】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所と異なる施設にこども家庭センター機能を設置することで、従前から機能させていた総合相談窓口(子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター)での相談体制を維持させる方針とした。</li> <li>児童相談所の指揮命令系統において地域支援まで管理することは困難であると判断し、児童相談所は主に虐待対応の専門性を強化することとした。</li> </ul>	
【課題等】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>別施設として設置したことで情報共有がスムーズに行えない懸念がある。</li> </ul> ⇒児童相談システムを共通のものとすることで情報共有のスピード化を図った。	

## (2)江戸川区

【児童相談所とこども家庭センターの設置状況】	
機関	設置場所
児童相談所	児童相談所
子ども家庭総合支援拠点	児童相談所
子育て世代包括支援センター	健康サポートセンター(保健センター)
【こども家庭センター設置の考え方】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所と子ども家庭総合支援拠点を同一施設に配置した体制を維持しつつ、子ども家庭総合支援拠点にセンター長及び統括支援員を配置し、区内子育て世代包括支援センター(保健センター)と機能連携を図る体制とした。</li> </ul>	

## 【課題等】

- ・子育て世代包括支援センター部門とは主担当の変更協議などの連携場面において課題が散見されている。
- ・児童相談所と子ども家庭総合支援拠点部門が同一施設であることで、同行訪問などの対応を即時検討できることがメリットとして考えられる。一方、同一施設であったとしても、指導や支援の協議において見解が分かれる時もある。

## (3)港区

## 【児童相談所と子ども家庭センターの設置状況】

機関	設置場所
児童相談所	子ども家庭総合支援センター
子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援センター
子育て世代包括支援センター	みなと保健所

## 【こども家庭センター設置の考え方】

- ・こども家庭センター設置により、従来の市町村機能である寄り添い支援の実施体制を目指した。

## 【課題等】

- ・相談窓口が児童相談所と子ども家庭総合支援拠点部門の2つに分かれてしまうことで区民等にわかりにくい状況にならないか。  
⇒関係機関に対しては、虐待通告は児童相談所と周知している。区民に対してはかけやすいほうにかけてもらうという整理をしており、どちらでも受付を行う体制としている。
- ・児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の役割分担が曖昧にならないか。  
⇒児童相談所とこども家庭センターの振り分けについては、両機関の管理職を交えた「スクリーニング会議」を開催し、どちらの機関で対応すべきか協議を行っている。受付機関と異なる機関が対応する場合、面談への同席や丁寧な説明をすることで引継ぎやつなぎを行っている。
- ・振り分けの指標としてアセスメントシート等を用いているが、導入当初はグレーゾーンの対応について、児童相談所と子ども家庭支援センターで押し付け合いの様な状況が発生していた。  
⇒現在の運営に至るまでには、トライ&エラーを繰り返しながら、適宜運用方法を見直してきた経緯がある。
- ・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが別施設であることから、子育て世代包括支援センターに統括支援員補佐を配置している。  
⇒連携方法としてWeb会議による合同ケース会議を開催しているが、連携における問題は生じていない。

## 4. 視察等の結果から把握できたこと

- ・自治体ごとに組織体制や相談援助活動の取り組み方法は様々であり、どのような方法であってもメリットデメリットは存在している。また、メリットデメリットを理解した上で、自治体ごとの実情に合わせた体制を選択している。
- ・同一施設、組織に複数の機能を配置していても指導や支援の協議の場やケース管理において意見の相違がみられており、各自治体とも運営の面で試行錯誤を行いながら連携強化を図っていた。
- ・そのため、本市においてもこども家庭センター設置後に生じた課題に対し、基本構想で検討した支援体制に固執せず、柔軟に対応していくことが必要であると感じた。